

土砂災害防止法

警戒区域等指定の推進について

概要

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(通称: 土砂災害防止法)は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、平成13年4月1日に施行されました。

- 本法は、従来のハード対策である土砂災害防止工事の推進と併せ、新たなソフト対策として土砂災害の危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や住宅等の立地抑制、建築物の構造規制などを推進するものです。
- 対象となる土砂災害は、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりであり、都道府県が基礎調査(区域指定のための調査)を実施し、知事が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行います。



土砂災害警戒区域の指定

- 情報伝達・警戒避難体制の整備(市町村)
- 警戒避難に関する事項の住民への周知(市町村)

土砂災害特別警戒区域の指定

- 特定の開発行為に対する許可制(住宅宅地分譲等)
 - 建築物の構造規制
 - 移転等の勧告、移転者への融資・資金の確保
- 本県では、平成13年度から土砂災害対策調査費により、土砂災害警戒区域等指定のための基礎調査に着手しています。



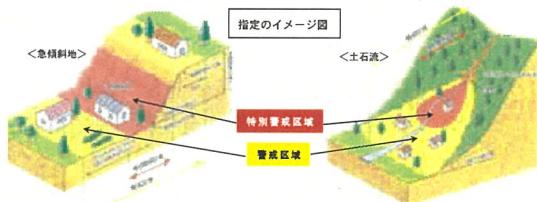
○ 土砂災害防止法の概要

土砂災害防止法とは、土砂災害から住民の生命と身体を保護するため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備促進や、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

対象となる土砂災害：急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り

基礎調査の実施(第4条)

土砂災害による被害が予想される土地に関する地形、地質、降水等の状況、土砂の到達予想範囲、土地利用状況等の調査



- 関係市町村長への調査結果の通知
- 関係住民への調査結果説明
- 区域指定に係る関係市町村長への意見聴取

土砂災害警戒区域の指定(第6条)

<土砂災害のおそれのある区域>

- 警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知(第7条)
- 宅地建物取引における重要事項説明(宅建業法第35条)

災害対策基本法に基づく
市町村地域防災計画

土砂災害特別警戒区域の指定(第8条)

<建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域>

- 特定の開発行為に対する許可制(第9条)
- 建築物の構造規制(第23条)
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する知事の移転等の勧告(第25条)

住宅宅地分譲、社会福祉施設、学校、医療施設等の開発行為が該当

居室を有する建築物の新築・改築の際に、土砂の衝撃に対する構造耐力の確保を義務付け

本県の現状

- 平成 15 年 3 月、国は、平成 11 年から各都道府県で実施した土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所に関する調査結果を公表しました。
- 本県の調査結果は、土石流危険渓流等が 7,198 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等が 6,959 箇所となっています。

		土石流危険渓流等	急傾斜地崩壊危険 箇所等
①	人家 5 戸以上等の渓流・箇所	2,204	1,792
②	人家 1 ~ 4 戸の渓流・箇所	3,017	4,686
③	人家はないが今後新規の住宅立地が見込まれる渓流・箇所	1,977	481
	計	7,198	6,959

○急傾斜地崩壊危険箇所と災害発生状況写真



本県における指定の状況

【平成 16 年度】

- 盛岡市・一関市・大船渡市・陸前高田市・釜石市・大槌町・宮古市・岩泉町・二戸市において、対象地区における説明会を開催するとともに、600 箇所の基礎調査を実施しました。
- 危険区域の電子地図を作成し、平成 17 年 3 月 29 日には、県内で初めて釜石市箱崎町の土石流危険渓流 8 渓流について土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定しました。

【平成 17 年度（今後の予定を含む）】

- 4 月 1 日 大船渡市及び遠野市で、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定しました。
- 4 月 22 日 陸前高田市で、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定しました。
- 地元説明が実施済で未指定の箇所については、地元の合意形成が図られた箇所から順次指定手続きを進めます。
- 基礎調査が実施済で地元説明を未実施の箇所については、早期に地元説明を実施し、関係住民等への周知を図ります。
- 未調査の約 13,100 箇所については、引き続き基礎調査を実施し、関係市町村と指定に関する協議を進めます。
- 警戒避難体制の整備、ハザードマップ作成に係る市町村への支援を行います。

県報告示年月日	所在 地	指定区域数				警戒区域 うち特別 警戒区域	うち特別 警戒区域	うち特別 警戒区域
		急傾斜地の崩壊		土石流	計			
		警戒区域	うち特別 警戒区域	警戒区域	うち特別 警戒区域			
平成 17 年 4 月 22 日	陸前高田市矢作町	—	—	70	53	70	53	53
平成 17 年 4 月 1 日	大船渡市大船渡町	—	—	3	(3)	3	(3)	(3)
	末崎町	9	(9)	12	(10)	21	(19)	(19)
	赤崎町	5	(5)	12	(9)	17	(14)	(14)
	三陸町吉浜	6	(6)	16	(9)	22	(15)	(15)
	越喜来	2	(2)	8	(5)	10	(7)	(7)
	綾里	8	(8)	14	(7)	22	(15)	(15)
	大船渡市 計	30	(30)	65	(43)	95	(73)	(73)
	遠野市遠野町	2	(2)	—	—	2	(2)	(2)
	小友町	2	(2)	17	(14)	19	(16)	(16)
	遠野市 計	4	(4)	17	(14)	21	(18)	(18)
	小 計	34	(34)	82	(57)	116	(91)	(91)
平成 17 年 3 月 29 日	釜石市箱崎町	—	—	8	(8)	8	(8)	(8)
	総 数		34 (34)	160 (118)	194 (152)			

一関市で平成17年度全国防災協会通常総会開催される！

災害復旧・災害防止事業功労表彰も実施

去る6月9日～10日にかけて本年度の全国防災協会の通常総会が開催されました。9日に一関市で通常総会が開催され、竹内副知事を始め約230人の参加者のもと一関市建設部や一関地方振興局土木部のご協力のおかげで無事終了することができました。また、10日には国交省岩手河川国道事務所一関出張所と千厩地方振興局土木部の説明により、東山町・川崎村の平成14年災害の復旧状況及び一関遊水地の視察を実施し、全国の防災担当者に岩手県の防災事業の状況を紹介する良い機会となりました。総会の内容については、以下のとおり新聞記事に掲載されていますのでご覧ください。

岩手日報：http://www.iwate-np.co.jp/news/y2005/m06/d10/NippoNews_4.html

岩手日日：[\(6/10の記事\)](http://www.iwanichi.co.jp/iwanichi01/news/ichi/back.htm)

通常総会の挨拶の中で、岩手県の防災を考えるうえで貴重なお話がありましたので、参考までに紹介します。

【災害に強い治水対策について】～国交省河川局防災課の宮本課長のお話から抜粋～

日本は明治以来近代的な治水事業を進めてきました。それは非常に大きな効果をもたらし、そのために水害も頻繁に起こらなくなつたと言えます。ただ、頻繁に起こらなくなつたかわりにとんでもない大雨がふることもあり得ます。その時にはかえって被害の深刻度・ダメージが大きくなっていることも間違ひありません。日本は川が氾濫したところに街が出来て、高い堤防で守られています。また、平地であるヨーロッパとは異なり、日本は一番高いところに川が流れ、低いところに人が住んでいます。

このようなことからも、もう一度、私たちは自然現象に異常という言葉ではなく、「何がいつ起こるか分からない」ということを念頭において、いかに壊滅的な被害を少なくするかを考えた事業を進めて行かなければなりません。治水事業は単に川の中で行うのではなく、周りの土地利用、また、周辺の家の建て方も含めて、あるいは道路の計画も含めて真剣に実行に移す時期にもう来ているのではないかと思います。そのためにはこの国の形や在り方を、洪水対策の面、防災の面からビジョンを示して、それを住民の方にも考えていただき、国と住民のみなさんが一体となって本格的な治水対策、日本の国づくりを進めていかなければならないと思っています。それがまさにこれから公共事業であり、国づくりであると考えます。

また、今回は災害復旧・災害防止事業の功労者の表彰もあり、岩手県から個人が5人、団体が2団体受賞されました。（詳細は6月10日付けの岩手日報の記事をご覧ください）

表彰された皆さんの功績はすばらしく、特に、未来の岩手を担う子供たち（葛巻町立小屋瀬中学校）の功績は、河川災害関連事業の実施にあたり、率先して、有識者の指導のもとに貴重動植物の移植等環境ボランティアを行ったもので、その活動を通じて環境に対する考え方を肌で実感するというすばらしいものでした。下の写真は、表彰式での小屋瀬中学校のみなさんです。

